

平成30年7月豪雨の 被災者の皆様への生活支援

〈平成30年8月27日 第7版〉

平成30年7月豪雨で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

京都行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽に御利用ください。

●電話による相談受付:8:30~17:15

0570-090110

または 075-802-1100

●来所による相談受付:平日の 8:30~17:15 住所:京都市中京区西ノ京笠殿町38

京都地方合同庁舎4階

京都行政監視行政相談センター

●インターネットによる相談受付:毎日

URL: https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html

●FAXによる相談受付:毎日 075-802-1180



総務省 京都行政監視行政相談センター

京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎4階

電 話:075-802-1140(代表) 行政相談専用電話:0570-090110(ナビダイヤル) F A X:075-802-1180

- (注) 1 当チラシの情報は、平成30年8月24日時点の情報で作成しております。 各機関等における支援策等については、随時、追加、変更してまいります。 最新の情報は、京都行政監視行政相談センターホームページ(下記URL参照)の 「【特設情報】〈平成30年7月豪雨に関する生活支援の情報〉」に掲載しております。
 - URL: http://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/kyoto.html
 - 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の平成30年7月 豪雨においては、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、京丹波 町、伊根町、与謝野町がその適用を受けています。

目 次



| 住まいや身の回りのこと

- 1 り災証明書の発行 (P.4)
- 2 府営住宅等の提供 (P.4)
- 3 被災住宅の応急修理 (P.5)
- 4 住宅の再建 (P.5)



お金のこと

- 5 災害弔慰金等の支給 (P.6)
- 6 生活福祉資金の貸付 (P.6)
- 7 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P.7)
- 8 住宅の建設、補修等の融資 (P.7)
- 9 住宅ローンの返済 (P.7)
- 10 労働·雇用面の各種相談 (P.8)



役所の手続きのこと

- 11 国税の特別措置 (P.9)
- 12 府税の特別措置 (P.9)
- 13 市町村税の特別措置 (P. 10)
- 14 公共料金の減免措置等 (P. 10)
- 15 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等 の保険料が払えない場合 (P.11)
- 16 登記済証(権利証)、登記識別情報 を紛失した場合(P.12)
- 17 各種期限の延長(特定非常災害の 指定) (P. 12)



民間の手続きのこと

- 18 損害保険について (P. 13)
- 19 生命保険の契約内容について (P. 13)
- 20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 13)
- 21 無料法律相談窓□ (P. 14)
- 22 国民生活センター相談窓口 (P. 14)



教育のこと

23 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、 JASSO支援金の受付(P.15)



事業者の方へ

- 24 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 16)
- 25 農林漁業関係の復興支援 (P. 16)
- 26 大雨等に伴う緊急相談窓口(京都府) (P.17)



そのほかの情報

- 27 災害ボランティア (P. 19)
- 28 ペット動物に関する相談窓□ (P. 19)
- 29 太陽光発電システムに関する相談窓口 (P.20)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 「り災証明書」の窓口は、次のとおりです。

市町	部署	電話
福知山市	税務課	0773-24-7024
舞鶴市	税務課	0773-66-1026
綾部市	防災課	0773-42-4222
宮津市	税務課資産税係	0772-45-1613
京丹後市	生活福祉課	0772-69-0310
南丹市	総務課	0771-68-0002
京丹波町	総務課	0771-82-3800
伊根町	総務課	0772-32-0501
与謝野町	防災安全課	0772-43-9011

2 府営住宅等の提供

- ◆ 平成30年7月豪雨で住宅が罹災した被災者の一時入居先として、舞鶴市及び綾部市内の被災者を対象に、府営住宅や市営住宅が提供されます。
- ◆ 詳しくは、次の連絡先までお問い合わせください。

問合せ先	電話番号
京都府建設交通部住宅課	075-414-5366
舞鶴市建設部都市計画課	0773-66-1050
綾部市建設部建築課	0773-42-4284

住まいや身の回りのこと



3 被災住宅の応急修理

- ◆ 災害救助法の適用区域内において、災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が一定の範囲内で応急的に修理する制度があります。
- ◆ 1世帯当たり58万4千円が上限となります。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象になります。
 なお、工事修理費支払い後は、本制度の対象となりませんので、ご注意ください。
 - 1 当該災害により半壊の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない方又は大規模半壊の住家被害を受けた方
 - ※ 全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は 対象となります。
 - 2 応急修理を行うことにより、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる こと
 - 3 応急仮設住宅を利用しないこと
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

4 住宅の再建

- ◆ 綾部市、福知山市において、被災者生活再建支援法が適用され、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、申請により住宅の被害程度に応じて基礎支援金が、住宅の再建方法に応じて加算支援金が、公益財団法人都道府県センターから支給されます。
- ◆ 京都府の地域再建被災者住宅等支援事業では、被災者生活再建支援法が府内で適用された自然災害等による府内の被災住宅(全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水)に居住していた方で、かつ被災住宅又は被災住宅に代わる府内の住宅へ居住する方が補助金の交付の対象となります。
- ◆ 詳しくは、各市町村にお問い合わせください。



お金のこと

5 災害弔慰金等の支給

- ◆ 災害救助法適用市町村において、災害弔慰金(お亡くなりになられた方が 対象)、災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町 村が独自に見舞金を支給する場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

6 生活福祉資金の貸付

◆ 「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に 支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした 貸付制度です。

本貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、府内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行います。

生活福祉資金の中には、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 (災害援護) や緊急小口資金があります。

- 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 被災した住宅の復旧及び家財の購入、田畑、工場、倉庫などの復旧に必要な臨時的費用
- 緊急小口資金緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の小額の資金(10万円以内)の貸付
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。



7 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介など住まいのことなら何でもご相談を受け付けています。詳しくは、住宅リフォーム・紛争処理支援センターにお問い合わせください。
 - ナビダイヤル:0570-016100 (PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147) 受付時間は、午前10時から午後5時(土、日、祝休日、年末年始を除く)

8 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建 設資金、購入資金または補修資金を融資しています。
- ◆ 詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
 - 住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353 (通話料無料)
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。

9 住宅ローンの返済

◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)があります。詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

ナビダイヤル:0570-017-109 または 03-5252-3772

受付時間:9時~17時



10 労働・雇用面の各種相談

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等のほか、緊急雇用対策等の措置が実施されています。
- ◆ 詳しくは、労働局、ハローワーク(職業安定所)までお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
京都労働局 (職業安定部職業安定課)	075-241-3268	京都府
ハローワーク西陣	075-451-8609	京都市のうち、上京区、中京区、北区、左京区、右京区、西京区、亀岡市、南丹市、船井郡
ハローワーク園部	0771-62-0246	京都市右京区京北、亀岡 市、 南丹市、船井郡
ハローワーク京都七条	075-341-8609	京都市のうち下京区、南 区、東山区、山科区、向日 市、長岡京市、乙訓郡
ハローワーク伏見	075-602-8609	京都市のうち伏見区、八幡市
ハローワーク宇治	0774-20-8609	宇治市、城陽市、久世郡、 綴喜郡のうち宇治田原町
ハローワーク京都田辺	0774-65-8609	京田辺市、綴喜郡のうち井 手町、木津川市、相楽郡
ハローワーク木津	0774-73-8609	木津川市、相楽郡のうち笠 置町、和束町、南山城村
ハローワーク福知山	0773-23-8609	福知山市、綾部市
ハローワーク綾部	0773-42-8609	綾部市
ハローワーク舞鶴	0773-75-8609	舞鶴市
ハローワーク峰山	0772-62-8609	宮津市、京丹後市、与謝郡
ハローワーク宮津	0772-22-8609	宮津市、与謝郡

役所の手続きのこと



11 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

名称	管轄地域	電話番号
園部税務署	南丹市 船井郡	0771-62-0340
福知山税務署	福知山市 綾部市	0773-22-3121
舞鶴税務署	舞鶴市	0773-75-0801
宮津税務署	宮津市 与謝郡	0772-22-3271
峰山税務署	京丹後市	0772-62-0460

12 府税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税等の府税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置を受けることができる場合があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの京都府の出先機関に問い合わせください。

名称	管轄地域	電話番号
京都府南丹広域振興局税務室	南丹市 京丹波町	0771-22-0330
京都府中丹広域振興局税務室	舞鶴市	0773-62-2502
京都府中丹広域振興局 中丹西府税出張所	福知山市を綾部市	0773-22-3904
京都府丹後広域振興局税務室	宮津市 京丹後市 伊根 町 与謝野町	0772-62-4303



13 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、減免、徴収の猶 予、申告・納付などの期間の延長の救済措置を受けることができる場合があり ます。
- ◆ 半壊以上の被害を受けた家屋や使用不能となった宅地・農地等については、 被害の程度に応じて、固定資産税が減免されることがあります。
- ◆ 住宅または家財の損失額が一定規模以上あった方は、市町村民税・府民税が 減免されることがあります(前年度の合計所得によって減免の割合が異なりま す。)。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

14 公共料金の減免措置等

◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が 行われる場合があります。詳しくは、上下水道の事業者(市町村)にご確認 ください。
- ◆ 問い合わせ先は次のとおりです。

NTTドコモ	ドコモ携帯電話から	(局番なし)151(通話料無料)
	一般電話などから	0120-800-000(通話料無料)
a u	a u 携帯電話から	(局番なし)157(通話料無料)
	一般電話などから	0077-7-111 (通話料無料)
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話から	(局番なし)157(通話料無料)
	一般電話などから	0800-919-0157(通話料無料)

役所の手続きのこと



- ◆ NHKでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水 以上の被害を受けた場合、申出に基づき、2か月間、受信料が免除になりま す。
- ◆ 詳しくはNHK (0570-077-077 9:00~20:00 ご利用になれない場合050-3786-5003(有料))にお問い合わせください。

15 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができる場合があります。 詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除される場合があります。

また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予を受けることができる場合があります。

- ◆ 詳しくは、市町村の国民年金担当窓□又は最寄りの年金事務所(国民年金課等)(平日8時30分から17時15分)のほか、「被災者専用フリーダイヤル」、「ねんきんダイヤル」でも相談を受け付けています。
 - 被災者専用フリーダイヤル 0120-010-551
 - ねんきんダイヤル

0570-051165 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165 (一般電話)

受付時間 月曜:午前 8:30~午後7:00 火~金曜日:午前 8:30~午後5:15

名称		管轄地域	電話番号
京都西年金事務所	南丹市	船井郡	075-323-1170
舞鶴年金事務所	舞鶴市 宮津市	福知山市 綾部市 京丹後市 与謝郡	0773-78-1165

※上記以外の地域にお住まいの方は、最寄の年金事務所にお問合せください。



16 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 法務局が発行する情報が、登記済証(権利証)から、登記識別情報に変わっております。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。
- ◆ 詳しくは、京都地方法務局・支局・出張所にお問い合わせください。

名称	管轄地域	電話番号
京都地方法務局本局	京都府	075-231-0131
京都地方法務局福知山支局	福知山市を綾部市	0773-22-3043
京都地方法務局園部支局	南丹市 京丹波町	0771-62-0380
京都地方法務局舞鶴支局	舞鶴市	0773-76-0858
京都地方法務局宮津支局	宮津市 伊根町 与謝野町	0772-22-2561
京都地方法務局京丹後支局	京丹後市	0772-62-0365

17 各種期限の延長(特定非常災害の指定)

- ◆ 平成30年7月豪雨による災害が特定非常災害に指定されました。
- ① 運転免許のような許認可等について存続期間(有効期間)が最長で平成30年11月 30日(金)まで延長されます。

平成30年6月28日以後に満了する許認可等が対象です。対象となる許認可等、対象地域、延長後の満了日は今後、各府省の告示で定められ、下記の総務省特設ページ等でお知らせします。

- ② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます(平成30年9月28日(金)までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。)
- ◆ 上記のほか、③法人に係る破産手続開始の決定の留保、④相続放棄等の熟慮期間の延長、⑥民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます。(⑥の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。)

<総務省特設ページ>

http://www.soumu.go.jp/h30_July_heavy-rain/index.html

民間の手続きのこと



18 損害保険について

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ご契約の損害保険会社
 - そんぽADRセンター(受付時間 9:15~17:00

ナビダイヤル 0570-022808)

証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で 照会できます。

• 自然災害損保契約照会センター(受付時間 9:15~17:00、土日祝、12/30~1/4の期間を除く。)

フリーダイヤル:0120-501331

19 生命保険の契約内容について

- ◆ 災害救助法適用区域内において、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
- ◆ 生命保険協会災害地域生保契約照会センター

フリーダイヤル:0120-001-731

・かんぽコールセンター フリーダイヤル:0120-552-950

20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書 や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻 しができます。
 - 各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口
 - ゆうちょコールセンター フリーダイヤル:0120-108-420



民間の手続きのこと

2 1 無料法律相談窓口

- ◆ 大阪府北部を震源とする地震及び平成30年7月豪雨で被災した京都府民を 対象に、京都弁護士会では電話での無料法律相談を受け付けています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口までお問い合わせください。

相談日時	毎週月、水、金曜日の13時~17時
電話番号	0120-075-246 (フリーダイヤル)

22 国民生活センター相談窓口

◆ 平成30年7月豪雨の被災者を対象に、国民生活センターは無料で電話相談 を受け付けています。

	0120-793448	
7月豪雨消費者トラブル	(無料)	左前10時から左後4時書 <i>不</i>
110番	03-5793-4110	午前10時から午後4時まで
	(有料)	

教育のこと



23 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、 JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)では、災害救助法適用区域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課(03-6743-6011)にお問い合わせください。また、奨学金返還に関する相談は、奨学金返還相談センター(0570-666-301)にお問い合わせください。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASS0支援金の申請受付をしています。JASS0支援金制度の概要については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課(03-6743-6011)にお問い合わせください。



事業者の方へ

2 4 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及 び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓□にお問い合わせください。 【日本政策金融公庫】

事務所	電話番号
京都支店中小企業事業	075-221-7825
舞鶴支店国民生活事業	0773-75-2211

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 近畿本部 特別相談窓□(経営支援課) 06-6264-8613 【京都府信用保証協会】 075-314-7221 【近畿経済産業局 産業部 中小企業課】 06-6966-6023

25 農林漁業関係の復興支援

◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティーネット資金等の利用 や融資についての相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業	075-221-2147
日本政策金融公庫 大阪支店 農林水産事業	06-6131-0750

事業者の方へ



26 大雨等に伴う緊急相談窓口(京都府)

- ◆ 京都府では、平成30年7月豪雨被害に伴い、府内中小企業者や農林漁業者等の被害対策などの相談にきめ細かく対応するため、京都市及び関係機関と連携し、「大雨等に伴う緊急相談窓□」を開設します。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

1 中小企業関係相談窓口

【京都府】

開設場所	電話番号	開設日時
京都府南丹広域振興局農林商工部商工労働観光室	0771-23-4438	土曜日・日曜日・ 祝日を除く平日
京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室	0773-62-2506	8時30分~17時15 分
京都府丹後広域振興局農林商工部商工労働観光室	0772-62-4304	
京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室	0774-21-2103	

【関係機関】

団体・機関	開設場所	電話番号	開設日時
(公財)京都産業21	京都府産業支援センター	075-315- 8660	土曜日・日曜日・祝 日を除く平日 8時30分~17時15分
	北部支援センター	0772-69- 3675	
京都信用保証協会	京都府中小企業会館内	075-314- 7221	土曜日・日曜日・祝 日を除く平日 9時~17時
京都府商工会連合会	京都府商工 会連合会経 営支援課	075-314- 7151	士曜日・日曜日・祝 日を除く平日 8時45分∼17時30分
京都府中小企業団体中央会	京都府中小 企業会館4 階	075-314- 7131	土曜日・日曜日・祝 日を除く平日
	北部事務所	0773-76- 0759	8時45分~17時15分

このほか、府内の各商工会議所及び商工会においても受け付けています。



事業者の方へ

2 農林漁業関係相談窓□

開設場所	電話番号	開設日時
京都府南丹広域振興局農林商工部企画調整室	0771-22-0371	士曜日・日曜日・祝日 を除く平日
京都府中丹広域振興局農林商工部企画調整室	0773-62-2743	8時30分~17時15分
京都府丹後広域振興局農林商工部企画調整室	0772-62-4315	
京都府山城広域振興局農林商工部企画調整室	0774-21-2392	
山城家畜保健衛生所	0774-52-2040	
水産事務所	0772-25-3030	
京都林務事務所	075-451-5724	

そのほかの情報



27 災害ボランティア

◆ 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。市町村によって、ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。

現在開設中の災害ボランティアセンター

名称	電話番号
京都府災害ボランティアセンター	075-254-8815
福知山市災害ボランティアセンター	0773-25-3211
舞鶴災害ボランティアセンター	0773-65-0058
綾部市災害ボランティアセンター	0773-43-2881
宮津市災害ボランティアセンター	0772-22-2090
京丹波町災害ボランティアセンター	0771-82-0126
与謝野町災害ボランティアセンター	0772-43-0294
亀岡市災害ボランティアセンター	0771-23-6711

◆ 京丹後市、南丹市、伊根町については、各市町村社会福祉協議会にお問い 合わせください。

28 ペット動物に関する相談窓口

- ◆ 被災時におけるペットの飼い方に関する相談を受け付けています。 また、迷子になったペットの情報をペットが迷子になった飼い主等へ情報 提供を行い、本来の飼い主を探すなどの対応を行います。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

問合せ先	電話番号	管轄区域
京都動物愛護センター	075-671-0336	京都府、京都市
南丹保健所	0771-62-4751	亀岡市、南丹市、京丹波 町
中丹西保健所	0773-22-6381	福知山市
中丹東保健所	0773-75-0806	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	0772-62-4312	宮津市、京丹後市、与謝 野町、伊根町



29 太陽光発電システムに関する相談窓口

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査 し、その結果を公表しています(平成29年9月8日)。 調査においては、
 - ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、 直接触れると感電の危険性があること、
 - ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正 な処理が必要であること

とされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

- http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html総務省行政評価局 評価監視官(法務、外務、経済産業等担当)TEL:03-5253-5450 (直诵)
- ◆ 浸水等の被害を受けた太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。
 - O http://www.jpea.gr.jp/topics/180710.html
 - 一般社団法人 太陽光発電協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル8F

TEL: 03-6268-8544

被災した太陽光発電設備の保管等について、注意喚起がなされています。

○ http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04_180706_solar.pdf 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

TEL: 03-5521-8358 (内線6825)